

# 米子市まちづくり活動支援交付金 申請事業内容説明発表会について

申請された事業は、「まちづくり活動支援交付金審査委員会」（学識経験者、市民活動団体関係者など）が審査を行い、その結果を基に市長が交付団体を決定いたします。

審査会では、申請書提出団体から事業内容の説明発表を行っていただきますが、発表は次の手順で行います。

## 1. 発表会の手順

- ①発表の順番は、原則として申請書を市民自治推進課に提出された順番とします。
- ②発表会は、原則公開で行います。
- ③申請書提出団体から事業内容について、5分以内で発表してください。  
(発表の途中であっても、5分で終了としますので、時間内で工夫して発表してください。)
- ④発表のあと審査委員から質問することがありますので、簡潔に回答してください。  
質疑の時間は、概ね5分とします。
- ⑤1団体の所要時間は、評価表をまとめる時間も含め、概ね15分以内とします。
- ⑥発表者の人数は問いません。
- ⑦発表終了後は、お帰りになってもかまいません。
- ⑧後日、市長が交付団体を決定し、応募団体にその結果をお知らせします。

## 2. 発表会の開催日時と場所

日時：平成28年●月●●日(●) 午後●時●●分～

場所：米子市●●会議室 (市役所本庁舎●階)

※ 各団体の審査開始予定時刻など、発表会のスケジュールについては、別紙でご確認ください。

※ 遅くとも発表開始時間の15分前には会場へお出かけください。ご来場の際には、●●会議室前の入り口付近でお掛けになってお待ちください。(別紙会場レイアウトをご参照ください。)

※ 駐車場は、市役所駐車場をご利用ください。駐車券無料化の手続きをさせていただきます。

## 3. その他

① 発表会の資料は申請いただいた書類一式のコピーですが、事務局（市民自治推進課）で準備し、事前に委員の皆さんにお渡ししますので、発表者の方で準備される必要はありません。

その他に発表会用の資料を準備される場合には、発表者の方でご準備いただき、当日〇〇部を会場受付にて事務局へお渡しください。

② 上記①の場合を除き、当日ご準備いただくものではありません。

ご不明な点は、米子市役所市民自治推進課へお問い合わせください。

電話：23-5373 (担当：影岡)